

令和 5 年 10 月 19 日

第 17 回実務修習 (2 年コース)  
受講者 各位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会  
委員長 比留間 康 昌  
( 職 印 省 略 )

## 実務修習における事例の取り扱いについて

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)の一部改正(令和 4 年 4 月 1 日施行)を受けて、個人情報が含まれる本会の取引事例価格情報提供制度による事例資料(REA-Jirei)の利用目的が見直され、「実務修習」がその対象から外れることとなりました。

この見直しに伴い、令和 5 年 11 月 1 日以降(第 17 回実務修習一般実地演習・4 回目報告から)は、REA-Jirei に代わる事例資料として、利用目的を「実務修習」に限定した「模擬取引事例」を提供することとなりました。

「個人情報の保護に関する法律」の一部改正への対応及び「模擬取引事例」の取り扱いについては、以下の通りご案内いたします。

### 1. 利用開始期間

令和 5 年 11 月 1 日(水)より「模擬取引事例」利用開始。(下図参照)

(第 17 回実務修習一般実地演習・4 回目報告からが対象)

※ 一般実地演習における REA-Jirei の利用は、令和 5 年 10 月 31 日まで(第 17 回実務修習一般実地演習・3 回目報告まで)。

一般実地演習報告回	REA	模擬	内容
令和 5 年 10 月末締切分報告 (第 17 回 3 回目報告)	○	—	第 17 回 2 年コースの 3 回目報告までは、「実務修習」目的での REA-Jirei の利用可能
令和 5 年 11 月 1 日(水)～ 「模擬取引事例」利用開始。			
令和 6 年 03 月末締切分報告 (第 17 回 4 回目報告)	×	○	第 17 回 2 年コースの 4 回目報告以降、「実務修習」目的での REA-Jirei の <u>利用不可</u> 。 (一般実地演習においては、REA-Jirei に代わる事例資料「模擬取引事例」の利用が可能となる。) ※令和 5 年 11 月 1 日(水)以降に提出される全ての一般実地演習報告書に対して適用。
令和 6 年 07 月末締切分報告 (第 17 回 5 回目報告)	×	○	
令和 6 年 10 月末締切分報告 (第 17 回 6 回目報告)	×	○	

## 2. 「模擬取引事例」取得・利用について

REA-Jirei の閲覧資格を有しており、受講者各自の指導を行っている指導鑑定士<sup>※1</sup>が、「模擬取引事例システム」を利用し、その利用目的を実務修習に限定した「模擬取引事例」の閲覧・取得が可能となる。

- ※1 模擬取引事例の検索時に貸与を予定する修習生及び細分化類型を特定する必要があるため、現に指導を行っている旨登録<sup>※2</sup>をした指導鑑定士に限る。
- ※2 「実地演習実施機関届出書」により、本会が登録した指導鑑定士（指導鑑定士を変更した場合は、変更後の指導鑑定士）。

## 3. 「実務修習における安全管理措置に関する講習」の受講

令和5年12月1日(金)より、e研修サイトにて「実務修習における安全管理措置に関する講習」を配信する。

第17回2年コースを受講中の修習生は、必ず令和5年12月31日(日)までに受講完了(確認テストの合格も含む)すること。

視聴方法については、「不動産の鑑定評価の実務に関する講義」と同様。

## 4. 「模擬取引事例」利用にあたっての注意点

「模擬取引事例」はREA-Jirei の代わりとして扱うため、現地調査等必要な調査は必ず行う。また、「模擬取引事例」に記載されていない必要な情報がある場合は、指導鑑定士の指示に従い適宜資料等を収集する。

- ※ 「模擬取引事例システム」の利用資格者は、現に指導を行っている旨本会に登録をしている指導鑑定士に限られているため、指導鑑定士を変更する場合は、速やかに本会宛へ「実地演習実施機関等の変更届出書」を提出すること。

謹白

<お問い合わせ先>

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 研究・研修課  
TEL：03-3434-2301(代) / FAX：03-3436-6450  
本会ホームページ：<https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/>  
電子メールアドレス：kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp